

一般社団法人秋田県医師会 定款施行細則

(郡市医師会長協議会)

第1条 会長は、郡市医師会長協議会を開催し、必要事項を協議することができる。

(議長及び副議長の代理)

第2条 議長及び副議長共に事故ある場合は、代議員会において仮議長を選出し、議長の職務を代行させるものとする。

(席次の決定)

第3条 代議員の席次は予め会長がこれを決める。

(代議員の質問書の提出)

第4条 代議員が議案書等に記載のない事項について質問しようとする場合は、代議員会5日前までにその旨を書類にて会長に提出しなければならない。

(代議員の選出及び任期)

第5条 各郡市医師会は、その会員中より代議員及び予備代議員を選出し、その氏名を会長に報告しなければならない。

(代議員の届出の義務)

第6条 代議員は出欠を予め議長に届出なければならない。

(代議員の資格喪失)

第7条 代議員がその選出された郡市医師会を退会した場合は直ちにその資格を失う。

2 前項の規定にかかわらず、年度途中で郡市医師会が合併もしくは分離した場合、各郡市医師会の代議員の資格をその任期終了まで特例として認める。ただし、合併もしくは分離後の医師会において新しい代議員が選出された時点で、合併もしくは分離前の代議員は資格を失うものとする。

(役員及び代議員の辞任)

第8条 役員及び代議員が辞任しようとするときは、会長にあっては副会長に、

会長以外の役員にあつては会長に、代議員にあつては代議員会議長にそれぞれ辞任届を提出しなければならない。

2 前項の規定による辞任届を受理したときは、役員については代議員会議長に、代議員については会長に遅滞なく報告しなければならない。

3 代議員が役員選挙の候補者として届出をしたときは、その届出の日に代議員を辞任したものとみなす。

4 役員が補欠選挙において他の役員選挙の候補者として届出をしたときは、その届出の日に役員を辞任したものとみなす。

(議長に対する委任)

第9条 代議員会は決議の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することができる。

(学会役員の委嘱)

第10条 学会長、副学会長及び幹事は理事会の決議を経て、会長がこれを委嘱するものとする。

附 則

本細則は、平成25年4月1日から施行する。